

青梅市介護保険料における新型コロナウイルス感染症にか
かる減額および免除の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の第1号被保険者にかかる青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）第9条の規定による介護保険料（以下「保険料」という。）の減額および免除（以下「減免」という。）の取扱いについて、青梅市介護保険規則（平成12年規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる被保険者)

第2条 減免の対象となる被保険者は次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、第1号を適用するものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアおよびイに該当する第1号被保険者
ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(対象となる保険料)

第3条 減免の対象となる第1号保険料は、令和元年度分および令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料とする。

(減免額の算定)

第4条 減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、算定された保険料の減免額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(1) 第2条第1号に該当する場合 全額

(2) 第2条第2号に該当する場合 別表第1により算定した対象保険料額に、別表第2の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

(減免申請の取扱いの特例)

第5条 保険料の減免申請は、規則第49条第2項ただし書の規定にかかわらず、第2条の対象となる被保険者は、何人もすることができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか減免の特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第1号被保険者の保険料額
B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額
C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

別表第2 (第4条関係)

前年の合計所得金額	減額または免除の割合
200万円以下であるとき	10割
200万円を超えるとき	8割

備考 事業等の廃止または失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

参考資料

○青梅市介護保険規則

第6章 保険料等

(保険料額の決定通知)

第45条 条例第6条に規定する保険料額の決定通知は、介護保険料納入通知書（様式第51号）により行うものとする。

2 前項の保険料額に変更があったときは、介護保険料納入（変更）通知書（様式第52号）により通知するものとする。

(保険料の返還等)

第46条 法第11条に定める介護保険の資格喪失によって、保険料の返還をするときは還付通知書（様式第53号、様式第53号の2）により、充当をするときは充当通知書（様式第54号）により通知するものとする。

2 前項に規定する還付通知書を受けた者は、還付請求書（様式第55号、様式第55号の2）を市長に提出するものとする。

(保険料の徴収猶予)

第47条 条例第8条に規定する徴収猶予の期間は、1年以内に限るものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、すでに徴収を猶予した期間と合わせて2年を越えない範囲内で、その期間を延長することができる。

2 条例第8条第2項に規定する徴収猶予の申請は、介護保険料減免・徴収猶予申請書（様式第56号）によるものとする。

3 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、介護保険料徴収猶予調書（様式第57号）を作成し、申請内容の調査をしなければならない。

4 市長は、徴収猶予を承認したときは、介護保険料徴収猶予承認通知書（様式第58号）により申請者に通知するものとし、徴収猶予を承認しないと決定したときは、介護保険料徴収猶予不承認通知書（様式第58号の2）により申請者に通知するものとする。

(徴収猶予の取消し)

第48条 市長は、保険料の徴収猶予を受けた納付義務者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収猶予の取消しをしなければならない。

(1) 条例第8条第1項各号の規定に該当しなくなったと認められるとき。

(2) 偽りの申請その他不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により保険料の徴収猶予を取り消した場合は、介護保険料徴収猶予取消通知書（様式第59号）により当該納付義務者に通知するものとする。

(保険料の減免)

第49条 条例第9条第1項各号に規定する①保険料の減免割合等は、別表第2のとおりとする。

2 条例第9条第2項に規定する保険料の②減免申請をするときは、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の日までに、介護保険料減免・徴収猶予申請書（様式第56号）を市長に提出しなければならない。③ただし、当該減免申請は、当該納付義務者の利用できる資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、当該年度分の保険料を納付できないと認められる場合に限りものとする。

3 保険料の減免期間は、その申請以後の納期から当該年度の最終納期までとする。②この場合において、納期前に納付した保険料は減免の対象としないものとする。

4 市長は、第2項の規定により申請を受けたときは、介護保険料減免調書（様式第60号）を作成し、申請内容の調査をしなければならない。

5 市長は、保険料の減免を承認したときは、介護保険料減免承認通知書（様式第61号）により申請者に通知し、承認しないと決定したときは、介護保険料減免不承認通知書（様式第61号の2）により申請者に通知するものとする。

(減免理由消滅届)

第50条 条例第9条第3項に規定する保険料の減免理由消滅届は、介護保険料減免理由消滅届書（様

式第62号)により届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定する届出があったときは、当該保険料の減免を中止し、その旨を介護保険料減免中止決定通知書(様式第63号)により通知しなければならない。

(減免の取消し)

第51条 市長は、保険料の減免を受けた納付義務者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の取消しをしなければならない。

(1) 条例第9条第1項各号の規定に該当しなくなったと認められるとき。

(2) 偽りの申請その他不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により保険料の減免を取り消した場合は、介護保険料減免取消通知書(様式第64号)により当該納付義務者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により保険料の減免を取り消したときは、当該保険料を徴収しなければならない。

(保険料に関する申告書)

第52条 条例第10条に規定する保険料に関する申告は、介護保険料申告書(様式第65号)により行うものとする。

別表第2(第49条関係)

該当条項	減免割合	減免理由	添付書類
条例第9条第1項第1号	10割	住居の全壊、全焼または流失	消防署、警察署等が発行する証明書
	7割	住居の半壊または半焼	
	5割	床上浸水 家財の3分の1以上の損害	
条例第9条第1項第2号	10割	生計中心者の死亡、重大な②障害(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、3級以上その他これに準ずる障害)、長期入院などにより著しく収入が減少、生活困難な状態にあると認められるとき。	給与証明書もしくは所得証明書または医師の診断書もしくは医療費の領収書
条例第9条第1項第3号および第4号		前年(1月から5月までの申請については前前年)の総所得金額が生活保護法にもとづく生活扶助基準額の2倍以下で、減免該当月の翌月からの所得金額の見込みが生活扶助基準額以下になると認められるとき。	給与証明書または所得証明書
条例第9条第1項第5号	必要と認める率	市長が認める特別な理由があるとき。	該当となる理由が証明できる書類